

岡山県海面漁業調整規則（昭和40年岡山県規則第45号）第12条第1項の規定に基づき、許可をすべき知事許可漁業に関する制限措置を定めるとともに、その内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり公示する。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置

別表のとおり

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年3月2日から令和8年4月2日まで

別表

地区名	漁業の名称及び漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
黒崎	さし網漁業 げたさし網漁業	倉敷市玉島以西、浅口市までの岡山県海面	5月1日から 8月31日まで	定めなし		1	<ul style="list-style-type: none">・倉敷市玉島黒崎、玉島黒崎新町、玉島勇崎、玉島柏台、玉島柏島、に住所又は漁業根拠地を置く者であること・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であること